

国土交通省職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する調査結果について

平成25年3月26日
再就職等監視委員会

再就職等監視委員会は、標記事案について、国家公務員法第106条の20第1項の規定に基づき、平成24年11月29日に委員会調査開始を決定し調査を行ってきたところ、国土交通省の元職員が同法第106条の2第1項の規定に違反する行為を行ったものとして、本日、国土交通省に対し調査結果を通知し意見を申し入れるとともに、調査結果を踏まえて当委員会委員長談話を発表しました。調査結果は以下のとおりです。

1. 海技振興センター事案(別添「海技振興センター事案の概要」参照)

A元国土交通審議官は、在職中の平成23年2月上旬頃に国土交通審議官室で海技振興センターE理事長に対して同センターの常務理事が退任するかどうかの情報提供を依頼し、また、同月中旬頃に同室で国土交通省の元職員C氏が前職を辞めて再就職しておらず無職であろうという情報をE理事長に提供したものであり、いずれも国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為であると認められた。

2. 日本民営鉄道協会事案(別添「日本民営鉄道協会事案の概要」参照)

A元国土交通審議官は、在職中の平成23年3月1日頃及び3日頃に、当時の日本民営鉄道協会J理事長を国土交通審議官室へ呼び、J理事長に対し退任を促して退任するかどうかの情報提供を依頼したものであり、国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為を行ったものと認められた。

3. d 連合会事案

当時の現役職員らに国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為は認められなかった。

【資料】

1. [海技振興センター事案の概要、日本民営鉄道協会事案の概要](#)
2. [再就職等監視委員会意見](#)
3. [再就職等監視委員会委員長談話](#)

お問い合わせ先	再就職等監視委員会 加藤、佐藤
電話	03-6268-7666
	03-6268-7668

【参照条文】

○国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第106条の2 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4 （略）

（委員会による調査）

第106条の20 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

2 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

3 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。